

平成19年第4回稲城市教育委員会定例会

1 平成19年4月16日、午後3時00分から稲城市役所6階603会議室において、平成19年第4回稲城市教育委員会定例会を開催する。

1 出席委員は、次のとおりである。

小野	好江
浅水	博
安江	元治
稲垣	弘子
松尾澤	幸恵

1 出席説明員は、次のとおりである。

教育部長	高野	誠三
指導室長	石鍋	浩
指導主事	大場	一輝
指導主事	今田	敏弘
学校給食 共同調理場所長	吉井	四郎
生涯学習課長	西山	誠
体育課長	岡本	育大
文化センタ - 課長	真藤	隆之
図書館長	川廷	千代子

1 職務のため出席した職員は、次のとおりである。

学校教育課長	柳川	茂夫
学校教育課庶務係長	小川	由紀夫
学校教育課庶務係	小沢	敏子
学校教育課庶務係	古川	広美

1 会議に付された事項は、次のとおりである。

- (1) 日程第1「会議録署名委員の指名」
- (2) 日程第2「会期の決定」
- (3) 日程第3「教育行政報告について」
- (4) 日程第4 第15号議案
「稲城市立小・中学校学校医等の委嘱について」
- (5) 日程第5 第16号議案
「稲城市体育指導委員の委嘱について」
- (6) 日程第6「報告事項」

委員長 　ただ今から、平成19年第4回稲城市教育委員会定例会を開催いたします。

委員長 　それでは、日程第1.本日の「会議録署名委員」についてをお諮りいたします。

前例に従いまして委員長指名といたしたいと思っております。

御異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長 　御異議なしと認めます。

よって、本日の会議録署名委員は、稲垣委員にお願いいたします。

次に日程第2.「会期の決定」についてをお諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日とすることに御異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長 　御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日と決しました。

次に、教育長から教育行政報告の申し出がございます。

日程第3.「教育行政報告」を教育長よりお願いいたします。

教育長 〔行政報告〕

学校教育課

1. 複合施設ふれんど平尾について
2. 平成19年度児童数・生徒数・学級数について
3. 平成18年度教育委員会職員業績表彰について

指導室

1. 担当者事業について
2. その他の事業について
3. 教育相談関係について
4. 教育センター関係について

学校給食共同調理場

1. 調理講習会について
2. 平成18年度学校給食数統計について

生涯学習課

- 1 . 社会教育委員関係について
- 2 . 青少年委員関係について
- 3 . 青少年指導者養成について
- 4 . 新文化センター建設事業について
- 5 . ふれあいの森関係について
- 6 . 芸術文化活動の振興について
- 7 . 社会教育活動の振興について
- 8 . 文化財の保護と普及について
- 9 . 生涯学習推進事業について
- 10 . 学校施設コミュニティ開放事業について

体育課

- 1 . 体育指導委員協議会定例会について
- 2 . 主催事業の実施について
- 3 . 総合型地域スポーツクラブ関連事項について
- 4 . 東京ヴェルディ1969関連事項について
- 5 . 有料施設の利用状況について
- 6 . スポーツ教室参加状況(連盟委託教室)について

文化センター課

- 1 . 会議について
- 2 . 公民館主催事業の実施状況について
- 3 . 児童館主催事業の実施状況について
- 4 . 利用統計について

図書館

- 1 . ボランティア養成講座について
- 2 . 音訳講習会について
- 3 . 雑誌リサイクル会について
- 4 . 中央図書館行事について
- 5 . 城山体験学習館展示コーナーについて
- 6 . 平成19年3月図書館利用状況について
- 7 . 新文化センター内図書館の名称について

委員長 教育行政報告が終わりました。

それでは、次に、日程第4.第15号議案「平成19年度稲城市立小・中学校学校医等の委嘱について」及び日程第5.第16号議案「稲城市体育指導委員の委嘱について」を稲城市教育委員会会議規則第14条第2項の規定により、一括議題といたします。

2議案とも人事案件ですので、秘密会とすることに御異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長 御異議なしと認めます。
よって、第15号議案、16号議案は秘密会といたします。
暫時休憩いたします。

(これより第15号議案、16号議案は秘密会)

秘密会議録は別紙

(これにて第15号議案、第16号議案の秘密会は終了)

委員長 再開いたします。
これより、第15号議案「稲城市立小・中学校学校医等の委嘱について」を採決いたします。
本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

委員長 挙手全員であります。
よって、第15号議案は、原案どおり可決いたしました。

次に、第16号議案「稲城市体育指導委員の委嘱について」を採決いたします。
本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

委員長 挙手全員であります。
よって、第16号議案は、原案どおり可決いたしました。

次に、日程第6「報告事項」です。
本日の報告事項は6件です。
まず、「入学式の実施状況について」「平成19年度新規採用教員について」「マイスターティーチャーについて」「教育相談体制について」「大学連携について」以上5件を、指導室長より、説明をお願いします。

指導室長 それでは5件につきまして順次ご報告申し上げます。
先ほど教育長の行政報告の中にもございましたが、平成19年4月6日

小学校、4月9日中学校で入学式が挙行されました。一言で申しますと、適正な実施が全校で行なわれたということでございます。国旗掲揚、国歌斉唱等様々な、地域によっては問題を抱えているところもございますが、一切問題なく、東京都教育委員会の方針通りに実施ができたということ、まずご報告申し上げます。

合わせまして先ほど教育長からもありましたが、東京都の方からは、演台などを、式ということで、小学生相手であっても舞台上に乗せていこうという指導がございまして、その指導も今まで継続的にやってまいりましたところ、今年度は全小学校、中学校はもちろんですけれども、全小中学校におきまして、演台も舞台上に置き、式典としての形をきちんと整えることができたこと、ご報告をさせていただきます。

2点目ですが、平成19年度新規採用教員の今年度の人数につきましてご報告を申し上げます。本年度小中学校を合計をしまして、15名の新規採用を配置させていただきました。その中で小学校が13名、中学校が2名という形になっております。全体15名の中で、いわゆる正式採用教員といわれるものは12名です。そして残りの3名は、今年度から新たな名称になりましたが、期限付き採用教員というような名称になりまして、1年間の期限付きで採用をし、その中での評価を次年度の選考結果に加えていくというような形になっております。昨年度までは補欠制度という制度があったのですが、今年度から、その補欠制度は廃止となり、この期限付き任用制度という形に変わったということでありまして、それが3名ですが、小学校が2名、中学校が1名、期限付き任用制度の教員ということで配置をさせていただいております。尚、男女の数ですが、15人中男性が3名、残り12名が女性という形になっております。

以上が本年度の新規採用教員についての報告であります。

続きまして3点目ですが、マイスターティーチャーについてご報告をいたします。

本市独自の制度でありますマイスターティーチャー制度、各学校の校長から、各教科等の非常に優れた能力をもっている教員を推薦をさせていただき、教育委員会としてマイスターティーチャーとして任命をするというような制度でございます。この教員につきましては例えば、稲城教育研究会の中での研修会で講師をして、市内の教員への指導をしてもらうですとか、また夏休みなどの集中研修において同様な講師をしてもらうですとか、また、それぞれ稲城研修会の中で、教科等の研究部会もございまして、その中でリーダーシップを発揮してもらうとか、つまり、教育のエキスパート、教員のエキスパートとして稲城のそれぞれの教科を引っ張ってもらう、そういった教員をマイスターティーチャーと命名しているわけでございます。

今年度は、小学校中学校合わせまして11名のマイスターティーチャーを任命する予定であります。明後日の稲城教育研究会第1回の全体会におきまして、教育長の方から任命をしていきたいと考えておりますので、この点を合わせてご報告をさせていただきます。

続きまして4番目ですが、今年度の教育相談体制について概要を申し上げます。

ご承知のように稲城市は東京都内の中で不登校率の出現率が一番少ないというような大変、好ましい成果を挙げておりますが、やはり子どもたちの不登校、不適應というのは、常に課題として意識をしていかなければならない大きな問題意識を、我々もっております。そのようなことから教育相談体制につきましては、毎年充実した形で進められるようにということで努力をさせていただいておりますけれども、本年度もスーパーバイザーといたしまして、早稲田大学人間学院の菅野純教授をスーパーバイザーとしてお願いし、臨床心理士等の専門家の皆様へ全体的な指導、また専門的な指導ということでアドバイス等をいただく予定になっております。

またあわせまして、本年度から適應指導教室、いわゆる梨の実ルームを週3回の開設から週5日の開設へ広げていけるように、予算をいただいております。現在は年度の初めですので、準備期間ということで、子どもたちもそれほど集まっておりませんので、まず準備をしておりますが、出来得る限り早い時期から週5日から開設をし、子どもたちが集団に適應する時間を数多く設けることで早く学校に戻していきたいと、そのように考えております。

そしてこれにつきましては、今年度から都の囑託員の斎藤元校長先生がいらっしゃるのですが、斎藤囑託員と去年から務めていただいている馬場囑託員と合わせまして、2名体制という形でさせていただき、小学校でも適應しづらい子どもたちが出つつありますので、早い時期から梨の実ルームに通っていただき、適應するような手立てをとっていきたいと考えております。まだ正式には中学校が中心になりますが、小学校の方も、いわゆるプレ実施といいますか、そういった形で進めさせていただければと思っております。将来的には小中一体型の適應指導教室として発展をさせていきたいということを考え、今年度から週5日間の開設と考えております。

最後になりますが、大学の連携につきましてお話を申し上げたいと思います。

大学連携は様々な大学と行ってまいりましたが、年度末そして年度始めに大学側と教育委員会側で打ち合わせをして進む方向を、軌を一にしていく必要があるということで、昨年度末、今年度始め等教育長と私と指導主事とで大学を訪問して打ち合わせ等をさせていただきました。昨年度末には、先ほど名前を出させていただきましたが、早稲田大学の菅野純先生のところへ出向きまして、1年間のまとめと今年度の方向性の確認をさせていただきました。

4月に入りまして玉川大学と恵泉女子女学園大学へ出向きまして、今年度の参観実習といいまして、大学生が学校へ入って授業の様子を見ていく、教職課程をとっている学生が授業の様子を見ていくですか、またそれを教育実習に繋げるとか、そういった形の話をしていただきま

した。またそれぞれ玉川大学の英語活動のご支援をいただくということで、その打ち合わせを含めておりますし、恵泉女学園大学でもやはり英語活動、英語教育へのアドバイス等もいただけることになっておりますので、そこも含めて今年度の方向性を調整させていただいたということでもあります。

また今後は、パソコンでお世話になっております多摩大学、また地元の大学でもあります駒澤女子大学へのご挨拶も兼ね、1年間の方向性の確認をさせていただこうと思っております。

ちなみに駒澤女子大学の方では、稲城第二小学校で1年間、映像をキーワードにしなが、四季折々自然と共に子どもたちがどのように育っていくかということ、映像を通して、いろいろまとめていくという、そういった教授の先生方がいらっしやいまして、二小に入らせていただきまして、共に学んでいくという形ですとか、タイのラチャパット大学というのがあるそうなのですが、その方々が日本を訪問されて駒澤大学へ来るということで、稲城の方もホームステイ等の関わりも出てくるだろうという、その辺の打ち合わせもさせていただく、ということになっております。

大学連携、一つの教育委員会の目玉としてなっておりますが、特に今年度は稲城エデュケーションプログラムのパブリックプランの三つの柱の中の一つに、連携とも打ち出しておりますので、その中の一つの目玉として、今年度やっていきたいと考えております。そのようなことで報告等をさせていただいたということでもあります。

少し話しが飛んでしましますが、情報として別件で一つだけご報告を申し上げたいと思います。

文部科学省のいわゆる外郭団体に国際映像協会という団体がございます、名前は映像協会なのですが、やっている内容は全世界の国費留学生を小中学校へ派遣をして、異文化理解をしてもらうというようなことをやっている財団であります。そこが、昨年度もそうだったのですが向陽台小学校に異文化理解プラス英語活動ということで留学生を一年間、頻度としては月に数回、という回数になるとは思いますけれども、派遣をしていただいております。そして今年度もその派遣を続けてもらえらるということで、国際理解、異文化理解、英語活動の中で活用させていただきたいと思っております。これもある意味、一つの連携という視点から行わせていただきたいと考えております。

また交渉中なのですが、一つの自治体は実際には1校しかいけないという暗黙の了解があるのですが、今年度はもう1校もお願いできるかということで、現在調整に入っておりますので、それもまた決定すればご報告ができるかと思っております。

この辺の留学生のまさに生きた異文化理解という形で、子どもたちに様々な経験を通して学んでもらえたらということで、ご報告を最後に補足としてつけさせていただきました。

以上、5点プラス補足でした。

委員長 以上で説明が終わりました。
質疑等ございましたらお願いいたします。
安江委員。

安江委員 今回小中学校の卒業式、入学式が無事に終わったのですが、ある中学校で校長先生が、めずらしく全員一人のれもなく卒業式に出席してくれて、うれしいという感想をもっていらっしゃいました。そういう面で先ほどの報告の中に、不登校の子どもが少ないのだけれども、いるにはいるという。そういう子どもたちに対しても一生懸命努力して、今日の卒業式は全員で、一緒に迎えたいというようなことを言っておられたのですが、そこで気になったことがあるのですが、それだけ先生方一生懸命全員でという思いをもっていらっしゃるのに、ふと教職員の先生方は全員参加していらっしゃるのかなという疑問をもちましたので、そのところをお聞きしたいと思います。欠席してらっしゃるみなさん、だいたいトータルで何人くらいの方が欠席してらっしゃるのか。

指導室長 基本的には欠席を把握しておりませんが、欠席はないと踏んでおります。実際に座席に教員が全部座っているとは思われないというのはその通りでございます。なぜかと申しますと、それぞれ分担の仕事がございます。例えば中学校であれば、学校の周りを警備するとか、また放送の機器を扱うですとか、そのような教員がどうしても必要となりますので、その数は座席のところから抜けているということになります。そうなりますと小さい学校ですと、かなり少ないイメージになってしまうことはいたしかたないことではないかと思われれます。以上です。

安江委員 他の仕事があるということで。

指導室長 はい。

委員長 他には。

教育長 教育相談対策の中の今後のキャプテンの。

委員長 指導室長、お願いいたします。

指導室長 補足をさせていただきます。一つ落としてしまして申し訳ございませんでした。

教育相談体制の中で今年度の話は申し上げましたが、将来的というか近い将来ですが、ぜひ教育相談に関わる専門の職員を1名配置をして、いわゆる全体はスーパーバイザーは菅野先生ですけれども、職員のスーパーバイザー的なアドバイザー的な方を、ぜひとも1人でも配置をし

て、教育委員会の中の体制整備もしていくことが重要なのかなということ、指導室だけではなく教育長も含め、指導室または相談所等で話し合いをしているところです。そのあたりの考え方につきまして、もしも時間等とっていただけるのであれば、教育委員さん方にご意見を頂戴して、今後の参考にさせていただければありがたいと思います。よろしくお願ひいたします。

委員長 ありがとうございます。
 教育長。

教育長 少し加えます。
 学校の方へ特別支援関係で現場に入っている方は、例えば東京都の方からはスクールカウンセラーとか、あるいは市内だけで行っている場合には学校カウンセラーとか、それからいわゆる適応指導関係の指導者が入っているとか、いろいろな方が入っているわけです。ですから、それらのコーディネートがどうしても専門職として、それから尚且つスーパーバイザーの菅野先生の大学院卒臨床心理学の方が相談所に入っていますから、それらの方々のコーディネートを、していく必要があるということから、この問題につきましては、今後、市独自の予算化の中で入れていかないといけないことですので、また教育委員先生方のご意見をいただきながら、平成19年度の予算の査定に入っていくときに、計上できるような形で準備したいというふうに考えております。

 今、各学校もコーディネーターの先生たちががんばってくれてはいるのですが、なかなか市全体としてそこら辺も含めてコントロールしていく必要があるということがここに通じる。特別支援教育がだんだん盛んになればなるほどにその機能がないと、効果が相乗作用として生まれてこないものですから、とうとうその時期が来たかと常に思っております。

委員長 ありがとうございました。
 ご質問ありませんでしょうか。

 質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

 次に、「公民館の利用基準の見直しについて」を文化センター課主査より説明をお願いします。

文化センター課主査 まず初めに、公民館の利用基準の見直しについて、印刷が遅くなりましたして申し訳ございませんでした。

 公民館の利用基準の見直しについてですが、まず考え方としては、稲城市立公民館は、市内に各種活動の場としての施設が少なかったことが

ら、社会教育法第20条の目的を達成するために公民館を市民集会その他公共的利用を共にする事業等を通じ、社会教育活動以外の団体を含め、多くの市民に利用されてきている経緯がございます。近年、市民の学習活動や各種団体からニーズが多様化し、公民館の利用において、社会教育関係団体が利用しにくいといった実情が多くなってきました。またその一方で、市内に公民館以外の場も増えつつあります。

そこで、各団体の活動内容等の把握に努め、公民館運営審議会や利用者懇談会においてご意見を伺いながら、社会教育活動団体や社会・地域貢献活動団体の利便性の向上を図るため、利用に関する基準を見直すものでございます。

主な公民館利用基準の見直しの概要についてですが、まず下の表にもあるように利用団体の区分けをいたしました。それから、その団体について利用方法というか、公民館の部屋を予約するときの予約の方法を見直しております。

詳しくは下の方ですが、各公民館に登録をして活動をしている団体は、公民館の登録団体はどんな団体があるかということなのですが、公民館の方に自主サークル、グループとして活動していく団体を登録をする団体や登録をしない団体、登録外団体と呼びます。それから官公署・学校、あと行政関連団体、上記以外の団体（有料団体を除く団体）、下で有料で使用できる団体というのがあります。これに分けて、今までは見直し前は1ヶ月前から全て公民館に来館、または電話で部屋の申し込みができたのですが、見直し後は、公民館登録団体が2ヶ月前から来館、または電話で予約ができます。それから登録をしていない団体、登録団体は登録をする時点で、そのグループ公民館でどんな活動をして、どういう会員というのかを把握しておりますので、利便性を図って2ヶ月前から来館、電話という形にします。それ以外の団体は今まで電話で簡単に受けてしまったところを、申請書によって申し込んでもらうという形になります。公民館を使う内容ですとか、会がどんな会かというのを書いて頂いて、申請書で申し込んでいただく形になります。官公署と学校につきましては1ヶ月前から来館または電話ということになります。行政関連団体というのは行政が事務局をやっていたりする、または共済と一緒に事業を行う団体なのですが、そちらの方はやはり1ヶ月前から申請書で申し込んでもらうことになります。それ以外の上記の団体は同じく1ヶ月前から申請書を申し込んでいただきます。有料団体の方も公民館に使用料を支払った時点で承認となります。

これらの公民館の方の要綱の整理を進めて、6月1日から使用したいと思っております。

よろしく願いいたします。

委員長

以上で説明が終わりました。

質疑等ございましたらお願いいたします。

稲垣委員。

稲垣委員 今ご説明を伺っていて、公民館に登録されている団体が優遇されるように、ということで2ヶ月前から予約できますよということですよ。そうしますと団体が今いくつ登録をされているかわかりませんが、ほとんどそれでいっぱいになってしまうという可能性もあるのですか。

委員長 文化センター課主査。

文化センター課主査 18年度の登録団体は461団体ありますが、中央の方で127団体、第二が57団体、第三が同じく78、第四が87団体、城山が112団体あります。部屋も公民館によって様々ありますけれども、全部埋まってしまうということはないとは思いますが、かなり中央公民館は活動が盛んですので、部屋の利用はそういう方が優先にという形になります。

委員長 他に質疑はないでしょうか。
他に質疑がないようですので、以上で質疑等を終結いたします。

以上で、本日の議事日程は、全て終了いたしました。
これにて閉会といたします。

(午後 3時55分閉会)